

第1章

計画策定の概要



I 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進む中で、待機児童の解消など、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立を感じる家庭もあり、子どもや子育てをめぐる環境には、多くの課題があります。

子どもは社会の希望、未来をつくる存在であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、策定指針を示して、地方公共団体等が行動計画を策定できるようになりました。大田区では、同法の市町村行動計画にあたる「おおた子育てすくすくプラン(平成17年度～平成21年度)」、「おおたのびのび子育てプラン(平成22年度～平成26年度)」を策定し、子どもと子育ての課題への取り組みを推進しました。

平成24年には、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていたことから、「子ども・子育て関連3法」(注1)が制定されました。この子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②待機児童を解消し、子育てしやすい環境の整備、③幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充と質の向上、④地域の多様な子育て支援の充実を目指しています。また、子ども・子育て支援法では、実効性ある取り組みを確保するため、基本指針を示して、市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定を求めました。

大田区では、「おおたのびのび子育てプラン」の後継計画として、これまでの次世代育成支援市町村行動計画に加え、子ども・子育て支援事業計画の性格を併せ持つ「おおた子ども・子育てかがやきプラン(平成27年度～平成31年度)」を策定し、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、幼稚園や保育所、その他子どもに対する子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、取り組みを強化してきました。

しかし、依然として、女性の就業率の向上等に伴い増加する保育需要への対応や、保育環境の整備、生活困難層へのさらなる対応、深刻化する児童虐待への対策強化などが求められており、必要な支援も多様化しています。

これらの課題やニーズの変化に対応するため、「大田区子ども・子育て支援計画(第4期大田区次世代育成支援行動計画、第2期大田区子ども・子育て支援事業計画)」(以下「本計画」という。)を策定します。

区の基本構想・基本計画では、「未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育おまちにします」を子育て分野における個別目標としています。本計画は、区の基本構想・基本計画の目標を実現していくための個別計画として、取り組みを推進します。

(※注1)子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 計画の位置づけ

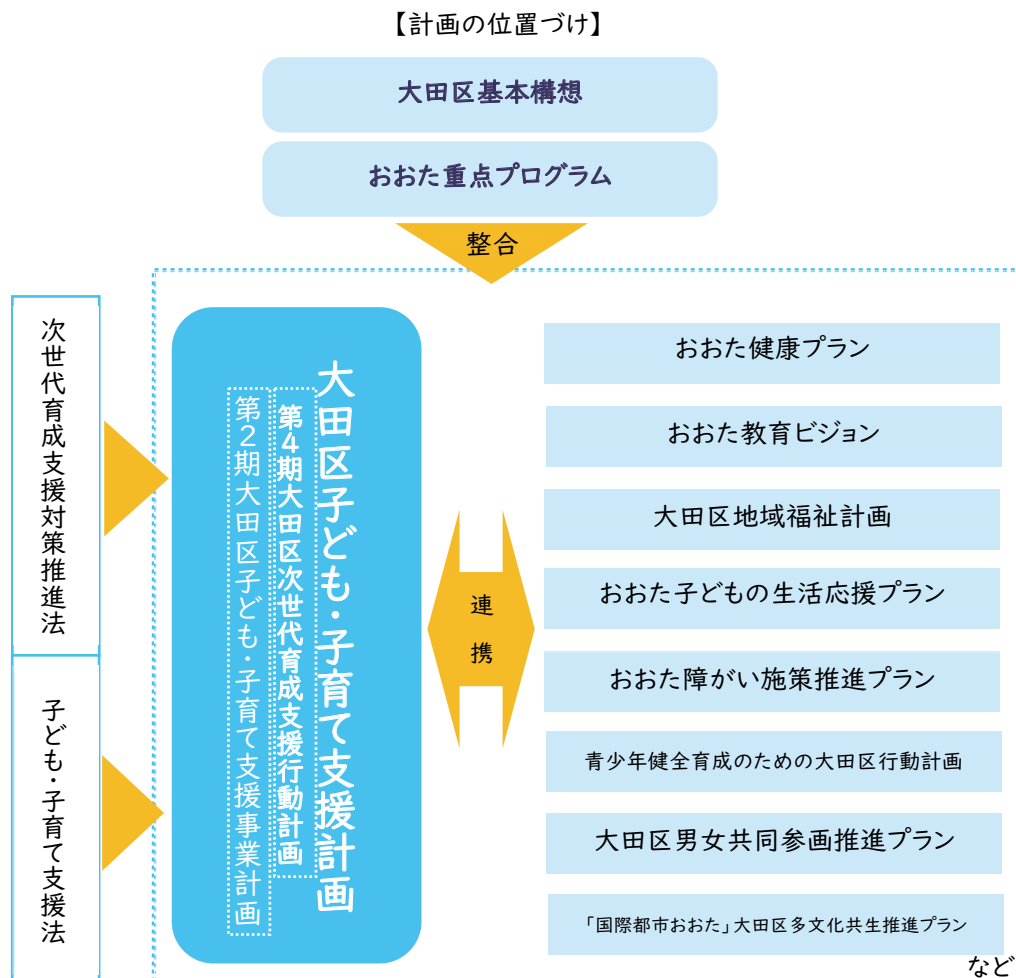
(1) 法的位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」との性格を併せ持つ、大田区の子ども・子育てに関する個別計画です。

なお、策定にあたっては、区民、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育てに関する事業者及び関係機関、区議会議員で構成する子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定しました。

(2) 関連計画との連携

- 本計画は、子どもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域社会が一体となって子育てを推進するための「区の取り組み」を整理したものです。
- 本計画は、上位計画である大田区基本構想、「おおた重点プログラム」との整合性を図ります。
- 本計画は、子育て支援に関連する各分野の部門別計画との連携・整合を図ります。
- 新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に本計画を推進します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。また、区を取り巻く社会経済状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
策定					

4 計画の対象

本計画は、原則として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもとその家庭を対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 保護者ニーズ調査及び中高生本人を対象としたアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的な指針に基づき、就学前及び小学校児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」（以下「保護者ニーズ調査」という。）を実施し、区内に居住する子育て家庭の生活実態やニーズ等の把握を行いました。

これに加えて、区独自の取り組みとして、区内在住の中高生を対象とした「子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」（以下「中高生アンケート調査」という。）を実施し、中高生の日常生活や地域活動の状況、将来についての意向、要望等の把握を行いました。

対象者	配布数	回収数	回収率	調査期間
就学前児童の保護者	2,500件	1,234件	49.4%	平成30年11月16日 から12月3日
小学校児童の保護者	2,500件	1,398件	55.9%	
中学生	850件	247件	29.1%	
高校生世代	850件	217件	25.5%	

この結果については、「大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書（平成31年3月）」にまとめています。

(2) 「大田区子ども・子育て会議」の開催

区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大田区子ども・子育て会議」を開催しており、本計画は、「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定しました。

6 計画の進行管理

本計画の目標を達成するため、計画事業の進行管理や部局間の連携・調整を行う体制を整備します。

その上で、計画事業を着実に推進し実効性のあるものとするため、各年度の実績や評価を「大田区子ども・子育て会議」に諮り、区民に公表します。

ただし、本計画以外の区の個別計画で進行管理を行う施策については、施策の体系に位置づけますが、本計画における進行管理は行わず、各個別計画で進行管理を行うこととします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合等は、必要に応じて計画の見直しを行います。